

エ. その他の注意事項

- ① 上履き等の持参物
- ② 食事と控室
- ③ 教科書・参考書の用意（書名、入手方法、代金等）
- ④ 実習日程（実習期間の再確認、学校行事等）
- ⑤ 指導教諭からの指示事項など

指導教諭からの注意事項および指示事項については、詳細にメモしておいてください。

（6）教育実習の成績評価

原則として「成績評価票」の様式にしたがって実習校において評価されたものと、事後指導の評価、「教育実習簿」、その他教育実習に関する諸資料に基づいて、本学で成績を最終評価します。

（7）教育実習実施に関する相談

教育実習実施に関する相談は、「教育実習」の学内講義の担任者ないし各自の実習校の指導教諭に、また、事務的な事項に関しては教職支援センターに相談してください。

6. 教職実践演習について

「教職実践演習（初等）」は、2008年11月の教育職員免許法施行規則の改正により新たに設置された科目で、4年次の秋学期に配当されています。この授業では、4年間の教職課程の履修やその他の活動を通じて、各自が教員として必要な資質・能力を十分に身に付けることができたかどうかを確認し、各自の課題を自覚するとともに、教育現場で働くための最終準備を行う、教職課程の総まとめとも言える科目です。

このような趣旨から、「教職実践演習」には、「当該科目を履修する学期に教員免許状を取得見込みであること」という履修条件を設けています。

4年次の秋学期の時点で、教員免許状の取得に必要な科目のすべてを修得済もしくは履修中でない方は、「教職実践演習」を履修することができませんので、計画的に必要科目を履修・修得するようにしてください。

7. 介護等体験について

初等教育学専修の学生は、2年次の履修登録の際に申込みをし、全3回の事前指導を受けた後、2年次秋学期に体験を行います（但し、2年次分属者は3年次で体験を実施）。

なお、介護等体験の詳細は、「教職課程履修の手引き（2021年度入学生用）」の「第7章 介護等体験について」を参照してください。

4. 中学校教育実習について

- ・ 中一種免の取得に必要な教育実習は、4年次で実施します。
- ・ 中学校または高等学校において2週間（60時間）以上の学校実習が必要です。なお、教育実習校により実習期間が3～4週間となる場合があります。
- ・ 実習期間により、以下のとおり単位を認定します。
 - 2週間実習：「教育実習（二）」2単位
 - 3～4週間実習：「教育実習（一）」2単位・「教育実習（二）」2単位の合計4単位
- ・ 「教育実習事前指導」「教育実習（一）」「教育実習（二）」の履修にあたっては、以下の履修条件に注意の上、計画的な履修をおすすめください。

3年次に「教育実習事前指導」を履修するには、次の条件を全て充たしていかなければなりません。

- 1 当該科目を履修する学期に、次年度教育実習受講資格取得見込みであること。
- 2 以下のガイダンスに出席し、所定の必要書類を提出済であること。
 - 2年次 春学期：「教育実習受講希望者ガイダンス①」
 - 2年次 秋学期末（3年次春学期始め）：「教育実習受講希望者ガイダンス②」

「教育実習（一）」「教育実習（二）」を履修するには、次の条件を全て充たしていかなければなりません。

- 1 「教育実習（一）」、「教育実習（二）」を4年次で履修する前年度までに、次に示す①～②の7科目13単位以上を修得すること。
 - ① 下記の科目は、すべて修得しなければならない。
 - 「教科教育法（一）」2単位
 - 「教科教育法（二）」2単位
 - 「人権教育論」2単位
 - 「日本国憲法」2単位
 - 「教育実習事前指導」1単位
 - ② 下記の科目から2科目4単位以上修得しなければならない。
 - 「教職の実際」2単位
 - 「教育原理（初等）」2単位
 - 「教育政策論」2単位
 - 「学習・発達論（初等）」2単位
 - 「教育方法・技術論」2単位
- 2 「教育実習（一）」、「教育実習（二）」を履修する年度に卒業見込であることが必要。
- 3 2年次以降に開催する「教育実習受講希望者ガイダンス①②」に出席し、以後の諸手続きを完了することが必要。

- ・ その他、中一種免取得のための教育実習に関する事項は、「教職課程履修の手引き（2021年度入学生用）」の「第8章 教育実習について」を参照してください。